

◎日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律

日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

この法律中「財務大臣」を全て「厚生労働大臣」に改める。

この法律中「たばこ事業法」を全て「たばこ流通規制法」に改める。

この法律中「会社」（ただし、「日本たばこ産業株式会社」又は「会社法」中に含まれるものを除く。）を全て「日本たばこ」に改める。